

# 福岡県立福岡高等視覚特別支援学校

## 本科生徒心得

生徒部 生徒指導課

### 1 適用

この心得は、本校の本科生徒に適用する。ただし、本科保健医療科の18歳以上の生徒には専攻科の生徒心得を適用する。

### 2 学業等に関する心得

学校における生徒の本分は学業である。心身の自己管理能力を高め、自己の目標を達成するために、お互いの人権を尊重し、安心・安全で、相互に気持ちのよい学校生活を送ることができるよう努めること。

(1)欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず事前に、保護者等（無理な場合は本人）を通して担任（副担任）に連絡すること。

（舎生は寄宿舍にも要連絡）

【出欠等に関する規則(規定)】

① 欠席・遅刻をする場合は、8：30までに担任(副担任)に（舎生は寄宿舍にも）連絡すること。

学校TEL 092-925-3053

寄宿舍TEL 092-925-8101

※ 忌引きの日数は、次の通り。

○ 父母・配偶者・子 7日

○ 祖父母・兄弟姉妹・孫 3日

○ おじおば・甥姪 1日

② 登校後は、終礼終了まで無許可で校外(寄宿舍を含む)に出ることはできない。

(2)登校後の体調不良等による欠課・遅刻は、養護教諭および担任(または副担任・学科主任)に相談し許可を得た上、教科担当の先生に必ず連絡すること。

(3)登校後は、課外授業等の迷惑にならないように、教室または図書室で静かに自習または読書等をする事。

(4)時間を厳守し、始業・終業の挨拶を行うこと。自他の学業充実のため、万全の準備で授業に集中し、切磋琢磨し合うこと。

(5)SHR、給食、掃除時間等も(3)に準ずること。また、始業前や休み時間、放課後等においても、周りの人が不快に感じたり、迷惑をかけたりする言動はしないこと。

(6)家庭や寄宿舍での学習にも力を入れ、学力を向上させること。

### 3 風紀に関する心得

社会人としての基本的マナーや公共マナーを身につけることは、自立した生活を送るための必要条件である。本校生としての自覚をもち、皆が気持ちよく生活できるように心がけること。

(1)自他を尊重し、挨拶や返事、目上の人に対する言葉遣いなどの言動に常に気をつけ、後輩に対しては先輩としての人格を示すこと。

(2)人を思いやる気持ちを大切にし、粗暴な言動はとらないこと。

(3)男女交際は、お互いの人格を尊重した高潔なものでなければ  
ならない。学校内外を問わず、他から見て不適切と思われる言  
動は厳に慎むこと。

(4)身だしなみに気を付け、服装は、質素・端正で清潔感があるもの  
とする。服装・頭髪等については、次のとおり定める。

#### 【A】服装

- ① 本校指定のブレザーを着用する。
- ② 男子は、白のカッターシャツにネクタイ、本校指定のスラックス(華美ではないベルトを装着)。なお、生活技能科については、ブレザーの下は白のポロシャツ系のものを着用してもよい。
- ③ 女子は、白のブラウスにリボン、本校指定のスカート(膝下の長さ)。または、男子の制服と同じもの(白のカッターシャツ・スラックス・ネクタイまたはリボン)。  
なお、生活技能科については、ブレザーの下は白のポロシャツ系のものを着用してもよい。
- ④ 靴下は、無地の白、グレー、紺または黒(ワンポイント可)とする。
- ⑤ 靴は、華美でないスポーツシューズまたはローファー(黒・茶系統のみ)とする。
- ⑥ 夏季(5～10月。前後1か月は移行期間)は、ネクタイ・リボンは着用しなくてよいが、半袖カッターシャツや半袖オーバーブラウスの下に、男子は無地のTシャツ、女子は無地のタンクトップまたは無地のTシャツを着用すること。また、寒さを感じるときは、ジャージ、防寒着の着用を認める。これは、冬季(11

月～3月)においても同様とする。

⑦ 冬季(11月～3月。但し前後1か月の寒い日を含める)は防寒対策として、以下の着用を認める。

- ・紺系統のVネックセーター、カーディガンまたはベスト(ブレザーからはみ出さないこと)。
- ・ストッキングまたはタイツ(黒・ベージュの無地)。
- ・登下校時の防寒着として、コート、ジャンパー、手袋、帽子、マフラーの着用を認める(華美でないものとし、校内着用は不可とする)。
- ・授業中において、寒さを感じる時は、ジャージ、防寒着の着用を認める。

## 【B】頭髪等

頭髪は常に清潔に保つように心がけること。額(ひたい)や頬(ほほ)、首などの肌が髪で隠れると、暗く不潔な印象を与えてしまうので、肌が隠れないように頭髪の長さを整えること。

パーマ、眉ソリ、脱色、染髪、異型等は禁止する。

アクセサリ、整髪料・香水類の使用は禁止する。

(男子)

- ① 前髪は、自然に下ろして目にかからない長さとする。
- ② 後ろ髪は、自然に下ろして襟にかからない長さとする。
- ③ 両側の髪は、自然に下ろして耳にかからない長さとする。
- ④ もみあげの長さは、耳の半ばとする。
- ⑤ 髭はきちんと手入れし、伸ばさないこと。

(女子)

- ① 前髪は、自然に下ろして目にかからない長さとする。目にか

かる場合は、ヘアピンでとめること。

- ② 後ろ髪は、自然に下ろして肩の線を越えた場合は、ゴム等で結ぶこと。

【注】風紀に関する心得において、合理的な理由により異装を希望する場合は、生徒の実態を考慮し、保護者等、関係職員等と協議の上、許可する場合がある。

#### 4 スマートフォン(携帯電話含む)及びSNSに関する心得

近年、スマートフォン・携帯電話・タブレット端末等の、SNSが利用可能な電子機器(以下まとめて「スマホ」と表記)は、通信機器としてのみならず、視覚補助具・学業の補助具としての活用が期待できる。しかし、その一方で、「スマホ」による安易なSNSの利用は、自他の人権侵害をはじめ、重大な問題事象を引き起こす危険性がある。

そのため、自他の安心安全を図るため、最低限度のルールを以下に規定するものとする。

- (1) 校内においては、授業など教職員の指導の下、許可を得た場合以外は使用しないこと。
- (2) 使用時間、使用場所、使用用途については、家庭において十分に話し合い、家庭及び寄宿舍の決まりを遵守すること。
- (3) SNSを利用する際の個人情報の取り扱いについては、厳重に配慮すること。
- (4) 「スマホ」利用にかかわって、違法行為や人権を侵害する行為がなされた場合は、加害当事者だけでなく、その事象の関係者全体

への使用制限を加える等の特別指導を行う。

- (5)通話、LINE、メール等での他者との交信は、緊急時を除き、午後10時までとする。

## 5 給食に関する心得

食事は、心身の成長や健康の保持増進の上で、必要不可欠なものである。望ましい栄養や食事のとり方を理解し、常に感謝の気持ちをもって、できるだけ好き嫌いせずに完食すること。また、食事準備に当たっては、各班員で協力し合うこと。

## 6 次の行為は特別指導となる。

- (1)いじめ行為（加害者の認識の有無にかかわらず）
- (2)SNS等を利用した誹謗中傷
- (3)暴力・暴言行為
- (4)性の逸脱行為
- (5)指導拒否
- (6)その他の法律・法令等に違反する行為

例) ① 万引（刑法第36章235条「窃盗及び強盗の罪」）

② 飲酒（20歳未満 未成年者飲酒禁止法）

③ 喫煙（20歳未満 未成年者喫煙禁止法）

④ 悪意のある噂・悪口（刑法第230条「名誉毀損罪」  
刑法第231条「侮辱罪」）

⑤ ゲームセンター出入り（18歳未満 22時以降  
風営法第18条）

⑥ 器物損壊（刑法第261条「器物損壊罪」） など

【特別指導】(1)～(6)に違反した場合は、その程度や回数、反省

状況等に応じて、以下の指導を厳正に行う。

- ① 担任指導
- ② 学科指導
- ③ 生徒部長説諭（本人の状況に応じて保護者等召喚）
- ④ 校長訓告（本人の状況に応じて保護者等召喚）
- ⑤ 学校謹慎（申し渡し及び解除時に保護者等召喚）
- ⑥ 家庭謹慎（申し渡し及び解除時に保護者等召喚、家庭訪問）
- ⑦ 退学処分

※ ②～⑦の指導が生じた場合は、学科集会以上の全体指導を伴うことを原則とする。

## 7 生徒部生徒支援課の許可を要する事項

(1) アルバイト（原則禁止）

（家計状況・成績などを考慮し、例外的に許可する場合がある。）

(2) 保護者等同伴以外の午後10時以降の外出

(3) 双方の保護者等の無許可の外泊（学校行事は要保護者等承諾書）

(4) 校内での集会（場所の管理者に内諾を得ておくこと。）

(5) 校内における掲示物の掲載

(6) 校内で募金活動、署名活動、印刷物の配布等

## 8 帰宅・帰省中は、次のことを守ること。

(1) 生徒証明書は常時携行すること。

(2) 帰宅・帰省中は、本校生としての自覚をもって行動すること。

なお、困ったことが発生した場合は、周りの方や学校に援助を求めること。

9 保健室利用、図書室利用、寄宿舍生活に関する心得

別に定める保健室、図書室、寄宿舍の決まりを厳守すること。

【その他】

- (1) 生徒の実態に応じて、各学科で附則を設ける場合がある。
- (2) 必要に応じて、個別に持ち物や身だしなみ等の確認を行う。

以上、この心得は令和5年4月1日から施行する。



# 福岡県立福岡高等視覚特別支援学校

## 専攻科生徒心得・規則

生徒部 生徒指導課

### ○はじめに

- (1)本校の高等部専攻科は、専門職業人の育成と社会的自立を目的としています。
- (2)本校には、多様な年齢層・個性をもつ人がいます。全員が快適な学校生活を維持するため、専攻科生徒心得・規則があります。
- (3)この心得・規則は、高等部専攻科（理療科，保健理療科，研修科）及び本科保健理療科の生徒に適用されます。

### ○本学科の生徒としての心得

心得は、規則ではありませんが、将来の医療従事者として、誇りある言動を期待し、以下の心得を示します。周囲に迷惑をかけ、学校の雰囲気乱す場合、学校生活が適切に送れない場合は指導の対象となります。

#### (1)職業的自立に向けての心得

- ① 専門的な知識・技術習得のため、目的意識をもって授業及び自宅学習に取り組んでください。
- ② 考査や実習は、専門的な知識・技術習得のための短期目標です。目的意識をもって取り組み、結果・反省を生かし学習方法・計画の改善を行ってください。

#### (2)社会的自立に向けての心得

- ① 社会人としての基本的なマナー（挨拶・礼儀・時間遵守等）の習得・再確認，接遇の向上に努めてください。
- ② 学校も社会の一つであることを意識し，学校行事への積極的参加と協力を心がけてください。
- ③ 人との関わりを通して，コミュニケーション能力の向上に努めてください。

### (3)校内風紀に関する心得

- ① お互いの人権を尊重し、思いやりをもった行動を心がけてください。特に暴力・暴言・いじめ行為・悪口などについて言わないような雰囲気づくりに努めてください。
- ② 状況・立場(専攻科の生徒, 患者の体を預かる立場)に応じた責任ある行動・身だしなみを心がけてください。特に患者と関わる生徒は、清潔感のある身なりを心がけてください。
- ③ 学校生活で必要なもの以外は、できる限り持ち込まないように心がけてください。やむを得ず持ち込む場合には、自己責任でしっかりと管理してください。
- ④ 校内施設・物品は公共物です。使用する場合は丁寧に扱い、整理整頓を心がけてください。

### (4)身だしなみ(服装・頭髪)に関する心得

- ① 染髪は極端に華美でないものとします(特に患者と関わる生徒は地毛の色を基調とします)。
- ② 式典(入学式・離退任式・卒業式等)及び外部訪問時は次の規則を遵守してください。
  - ・服装は、略礼装とします。
  - ・前髪が自然におろして目にかからないように調整してください。
- ③ 始業式・終業式は略礼装ではなく、極端に華美ではない服装も可としますが、以下のものはご遠慮ください。
  - ・タンクトップ等、袖のないもの
  - ・Tシャツ等、襟のないもの
  - ・ジャージ等、作業着に該当するもの
  - ・半ズボン・破れや色褪せのあるジーンズ

なお、冬の服装においては、襟の有無は問わず華美でないものにしてください。式の雰囲気を乱す服装が目立った場合、全ての式を略礼装に統一します。

(5)その他の心得

学校外においても、本校の生徒としての本分を忘れず、責任をもって行動してください。

○本学科の生徒としての規則

規則違反した場合は、その程度や回数、反省状況に応じて、以下の指導を厳正に行います。

- ① 担任指導
- ② 学科指導
- ③ 生徒部長説諭
- ④ 校長訓告
- ⑤ 学校謹慎
- ⑥ 家庭謹慎
- ⑦ 退学処分

※ 状況に応じて保護者等を召喚することもある。

(1)出欠等に関する規則(規定)

- ① 欠席・遅刻をする場合は、8:30までに担任(副担任)に(舎生は寄宿舍にも)連絡してください。

学校TEL 092-925-3053

寄宿舍TEL 092-925-8101

※ 忌引きの日数は、次の通り。

- 父母・配偶者・子 7日
- 祖父母・兄弟姉妹・孫 3日
- おじおば・甥姪 1日

- ② 登校後は、終礼終了まで無許可で校外(寄宿舍を含む)に出ることはできません。

- ③ 体調不良等で、授業を受けられない場合には、必ず担任(不在時は副担任・学科主任)に相談・連絡を行ってください。

## (2)携帯電話(スマホ含む)及びSNSに関する規則

- ① 授業等における電子機器の有効活用を認めます。
- ② 使用マナー（時間・場所）を厳守してください。
- ③ SHR，授業等，その他学校行事における不適切な使用（ゲーム，LINE等）を禁止します。

※ 不適切な使用について改善が見られない場合には，校内への持ち込み禁止等の対応を行います。

## (3)通学方法・学校外における規則

- ① 校外では，生徒証明書を常時携行してください。
- ② 年度当初に申告した通学方法（徒歩・公共交通機関・保護者等の送迎）で通学してください。

## (4)その他の規則

- ① 次の行為は禁止します。
  - ・ 校内における性の逸脱行為
  - ・ 法律・法令等に違反する行為（未成年の飲酒・喫煙等）
- ② 次の内容は学校の許可・申請が必要です。
  - ・ 校内における掲示物の掲載（生徒支援課）
  - ・ 住所（連絡先）や保護者等（保証人）が変わった場合（担任）
  - ・ 通学方法を変更する場合（担任）
  - ・ 校内で募金活動，署名運動，印刷物の配布等（生徒支援課）
  - ・ 校内で集会を行う場合（生徒支援課）

※グラウンド・体育館の使用許可は体育科

## ○ 保健室・図書室の利用，寄宿舎に関する心得・規則

別に定める保健室・図書室の決まり，寄宿舎の決まりを厳守してください。

以上、この心得は令和5年4月1日から施行する。